議案第６６号

区議会提出議案に関する意見聴取
（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和８年１１月１０日

（提出者）
世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之

（提案説明）
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

世教総
第 246 号
8.11.-4
世田谷区教育委員会
収 受 印

８世総第４８７号
令和８年１１月４日

世田谷区教育委員会
教育長　知久　孝之　様

世田谷区長　保 坂　展 人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）」第２９条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

１　件　　名
（１）職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（２）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
（３）幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
（４）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

２　案　　文
別紙のとおり

３　提案議会
令和８年第４回世田谷区議会定例会

４　回答期限
令和８年１１月１０日（火）

５　担　　当
総務部総務課総務係　小林　内線２０６４

議案第　　号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　生理休暇の名称を変更するとともに、学校教育法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１２年３月世田谷区条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「副園長」の次に「、主務教諭」を加える。

第１７条第１項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第１９条の２の見出しを「（業務量管理・健康確保措置）」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年３月13日条例第21号	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年３月13日条例第21号
（職員の定義） 第２条　この条例において「幼稚園教育職員」（以下「職員」という。）とは、世田谷区立幼稚園の園長、副園長、主務教諭、教諭及び養護教諭をいう。	（職員の定義） 第２条　この条例において「幼稚園教育職員」（以下「職員」という。）とは、世田谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。
（特別休暇） 第17条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 （１）　臨時的に任用された職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 （２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 ２　特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	（特別休暇） 第17条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 （１）　臨時的に任用された職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 （２）　前号に掲げる職員以外の職員　公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 ２　特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
（業務量管理・健康確保措置） 第19条の２　職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以	（業務量の適切な管理等） 第19条の２　職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以

改正後	改正前
外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。 附　則（令和　年　月　日条例第　号） この条例は、令和９年４月１日から施行する。	外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第７条第１項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。